

「(仮称)宇都宮市暴力団排除条例」に盛り込む内容(案)

現段階において条例に盛り込む内容(案)を記載しており、この内容がそのまま条例案になるものではありません。

項目		内容
総則	目的	暴力団の排除を社会全体で推進することにより、市民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展を図ることを目的とします。
	基本理念	暴力団の排除は、次の点を基本として社会全体で推進するものとします。 ① 暴力団の活動が社会に不当な影響を及ぼすものであることを認識すること。 ② 暴力団を利用しないこと。 ③ 暴力団に資金を提供しないこと。 ④ 暴力団を恐れないこと。
	市民等の責務	市民及び事業者は、次の責務を有するものとします。 ① 暴力団の威力を利用しないこと。 ② 暴力団に利益を与えないこと。 ③ 暴力団の排除のための活動に、自発的に、かつ、相互の連携を図りながら取り組むこと。 ④ 市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力すること。 ⑤ 暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、関係行政機関に対し当該情報を提供すること。
	市の責務	市は、次の責務を有するものとします。 ① 暴力団の排除に関する施策を総合的に推進すること。 ② 関係行政機関、暴力団の排除のための活動を行う団体及び市民等と相互に連携を図ること。
市民等における暴力団排除	市民における威力の利用及び金品等の供与の禁止 市民が次の行為を行うことを禁止します。 ① 暴力団の威力を利用すること。 ② 暴力団の威力を利用する目的や暴力団の運営等に協力する目的で、暴力団員等に金品等を供与すること。	

		公共工事等事業者における公共工事等からの暴力団排除	<p>市と公共工事等の市の事務事業に係る契約を締結した事業者は、次の事項を遵守することとします。</p> <p>① 暴力団員又はその関係者であることを知りながら、公共工事等に関する業務を行わせないこと。</p> <p>② 暴力団員等から不当要求を受けたときは、速やかにその旨を関係行政機関に通報すること。</p>
本市における暴力団排除のための施策の推進	市民等への支援	市民等の安全の確保への配慮	<p>市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとします。</p>
		市民等に対する啓発活動	<p>市は、市民等に対して次の啓発活動を行うこととします。</p> <p>① 暴力団の排除に係る責務を果たすことができるよう、情報の提供、助言等の支援を行うこと。</p> <p>② 暴力団の排除の重要性について市民等の理解を深めるため、広報等の啓発活動を行うこと。</p>
		青少年に対する教育上の措置	<p>市は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、また、暴力団員の犯罪行為に巻き込まれないようにするため、次の措置を行うこととします。</p> <p>① 青少年の育成に携わる者が青少年に対し指導、助言等を行うための、情報の提供等の支援</p> <p>② その他必要な教育が行われるための適切な措置</p>
本市が行う暴力団排除	本市の事業における暴力団排除	<p>市は、暴力団に利益を与え、又は暴力団の運営に資することのないよう、公共工事、補助金等交付等の事務事業の実施に当たり、次の措置を講ずることとします。</p> <p>① 市の事務事業の相手方から暴力団を排除すること。</p> <p>② 暴力団員等の不当要求への対応に関する基本的事項を定めること。</p>	
	本市の公の施設における利用の制限	<p>市は、暴力団による市の公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、次の制限を行うこととします。</p> <p>① 当該利用を許可しないこと。</p> <p>② 既に許可している場合、許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めること。</p>	